

財政健全化判断比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、町の財政状況を判断する指標である平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表します。

1 平成25年度決算に基づく健全化判断比率

健全化判断比率	平成24年度比率	平成25年度比率	早期健全化基準	財政再生基準	適用
実質赤字比率	— (△2.44%)	— (△2.91%)	14.40%	20.00%	黒字のため算出されません。
実質連結赤字比率	— (△7.02%)	— (△11.10%)	19.40%	35.0%	黒字のため算出されません。
実質公債費比率	14.5%	13.5%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	39.6%	24.5%	350.0%	—	

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結赤字比率は「—」と表示し、参考として黒字の比率を括弧内にマイナス(△)表記しています。

※ 平成25年度決算におけるむかわ町の実質公債費比率は昨年度14.5%から1.0ポイント改善し、13.5%となり、将来負担比率は昨年度39.6%から15.1ポイント改善し、24.5%となりました。今後も「むかわ町中長期財政運営指針」に基づき、公債費の適正管理に努めていきます。

★用語の説明

【実質赤字比率】

むかわ町の一般会計等(普通会計)の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

【連結赤字比率】

むかわ町の全会計の赤字や黒字を合算し、町としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

【実質公債費比率】

むかわ町の借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率(3年間の平均)です。数値が0に近いほど資金繰りが健全となります。

【将来負担比率】

むかわ町の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等を現時点での残高の程度で指標化し、将来財政を圧迫する可能性の高さを示す比率です。数値が低いほど将来の負担は少ないといえます。

【早期健全化基準】

基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。

【財政再生基準】

基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。

2 平成25年度決算に基づく資金不足比率 (各公営企業ごとの比較)

上水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の平成25年度決算に基づく資金不足比率は3会計ともに黒字決算となっており、資金不足比率はありません。

★用語の説明

【資金不足比率】

各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

【経営健全化基準】

基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20.0%以上となるとこれに該当することとなります。